

公立大学法人青森県立保健大学宿泊施設 使用手続案内

令和7年4月1日現在

1 使用できる方

次のいずれかに該当する者で、遠隔地から来学する等の理由で宿泊（禁酒・禁煙）を要する者

- (1) 本学の非常勤講師、招へい教授、共同研究者等
- (2) 本学が実施する研修会、講習会等を受講する者
- (3) 大学交流等に係る教員、学生、院生等
- (4) 宿泊待機が必要な実習時等に適当な宿泊施設が確保できない学生、院生等
- (5) その他本学の授業や事業に関係のある者で、理事長が適当と認める者

2 施設概要

場所：青森県立保健大学福利厚生棟2階北側

宿泊室数：10室（1室1人定員。本学敷地内は全て禁酒・禁煙です。）

宿泊室面積：16.2㎡

宿泊室設備：ベッド、机、イス、クローゼット、FF式ストーブ、扇風機

その他：全自動洗濯乾燥機（1階）、掃除機、洗面所、炊事場（冷蔵庫、電子レンジ、トースター、炊飯器、IH調理器、電気ケトル）、トイレ、シャワー室（ヘアドライヤー備付）

3 使用申請方法等

- (1) 使用者本人が、原則として使用希望日の7日前までに公立大学法人青森県立保健大学事務局総務課の事務担当者まで電話連絡等により予約し、その後、本学の規程に定めるところの第1号様式に必要事項を記入して提出してください（郵送又はファックス可）。

※長期研修等の方で、あらかじめ使用することについての内諾を得ている場合は、本学の規程に定めるところの第1号様式に必要事項を記入して、当該長期研修等の受講申込みの際に長期研修等の担当部署に提出してください。

- (2) 窓口での予約受付も可能です。窓口受付時間は、原則として平日*の9時から17時までとさせていただきます。

※この使用手続案内では、「土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、8月13日～15日」以外の日のことをいいます。

- (3) 電話連絡等を受け、使用者本人の氏名、住所、電話番号等を確認の上、事務担当者が申請に係る承認手続きを行います。

「使用に係る承認書」は、原則として宿泊施設の使用開始日に事務局又は防災センターでお渡しします。また、宿泊施設の鍵は、「宿泊施設の使用開始日の12時以降に防災センター」でお渡しします。

- ・使用に係る承認書のお渡しについて

平日の9時から17時まで：本学事務局総務課

平日の9時から17時まで以外の時間帯：本学の防災センター受付

4 使用料及び支払方法

使用料

1人1室1泊につき、夏期（5月～10月）1,420円
冬期（11月～4月）1,620円

支払方法

- ① 銀行振込（振込手数料は使用者負担）
- ② 本学窓口支払い（事務局総務課：平日9時～15時）
 - ・クレジットカード（Visa、MasterCard、JCB 等）
 - ・電子マネー（交通系 IC カード、楽天 Edy 等）
 - ・QRコード決済（PayPay、楽天 PAY、d払い 等）※現金でのお支払いはできません。
- ③ メール送信型決済
利用者のメールアドレスに決済用 URL を送信し、来学することなくサイト内で支払いが完了する決済サービスです。

5 違約金

宿泊施設の使用を承認された者が、使用日の前日又は当日に使用をキャンセルした場合は、それぞれ200円又は700円の違約金をいただきます。

なお、当日、事前の連絡がなく、使用しなかった場合は、使用料相当全額の違約金をいただきます。

6 予約先

〒030-8505 青森市大字浜館字間瀬58-1
公立大学法人青森県立保健大学 事務局総務課
TEL017-765-2000 FAX017-765-2188

問い合わせ先

平日の9時から17時まで

〒030-8505 青森市大字浜館字間瀬58-1

公立大学法人青森県立保健大学事務局総務課

TEL017-765-2000 FAX017-765-2188

平日の9時から17時まで以外の時間帯

〒030-8505 青森市大字浜館字間瀬58-1

公立大学法人青森県立保健大学 防災センター

TEL017-765-2111